

公益財団法人 公益法人協会 第70回(通常)理事会議事録

- 1 開催された日時 令和4年9月28日(水) 14時～15時57分
- 2 開催された場所 日中友好会館「第一会議室」
- 3 理事総数及び定足数
総数 15名、定足数 8名
- 4 出席理事数 14名
(会場出席) 浦上聖子、片山正夫、清水肇子、鈴木勝治、時枝(雨宮)孝子(以下「雨宮理事長」)、長沼良行、橋本大二郎、日野孝俊、山岡義典、渡邊 肇
(オンライン出席) 太田達男、高宮洋一、田中 皓、早瀬 昇
(欠席) 岸本幸子
(監事出席) 平川純子(会場出席)、谷村 啓(オンライン出席)
(監事欠席) 中田ちず子
- 5 議 題
決議事項
第1号議案「『育児休業規程』及び『介護休業規程』の改定」の件
報告事項
 - ① 「『別表H』をめぐる行政庁の動向と当協会の意見」
 - ② 「訪米調査研究ミッション2022」報告(速報)
 - ③ 「非営利法人のためのESG投資研究会」の進捗状況
 - ④ 「東アジア市民社会フォーラム」の開催予定
 - ⑤ 令和5年度税制改正要望の提出
 - ⑥ 創立50周年記念シンポジウム(10/18)の内容及び参加申込状況
 - ⑦ 「マスコミ懇談会2022」の開催
 - ⑧ 財務及び会員の状況
 - ⑨ 法人管理(社内コンプライアンス報告)
 - ⑩ その他報告
- 6 議事の経過及びその結果
 - (1) 定足数の確認等
冒頭で長沼理事・総務部長より、オンラインでの出席を含めて理事総数15名中14名が出席、1名は欠席であること、したがって開催要件の定足数たる過半数8名以上の出席を充足していることを確認した。また、オンラインミーティングツール(Zoom)により、オンライン出席者とは互いに音声即時に伝わること、適時的確な意見表明が互いにできることが確認され、同理事から本会議の議事進行について説明があった。
 - (2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款に基づき両宮理事長が議長となり、本会議の成立を宣した。

議事録署名人は定款第52条の規定に基づき、両宮理事長、鈴木副理事長、平川監事及び谷村監事とし、議案の審議に移った。

○決議事項

第1号議案「『育児休業規程』及び『介護休業規程』の改定」の件

長沼理事より同議案について説明があった。説明によると、令和3年度の「育児・介護休業法」の改正（令和4年10月1日施行）等に対応するため、「育児休業規程」「介護休業規程」を改定する。「育児休業規程」は、産後パパ育休（出生時育児休業）の創設、育児休業の分割取得の定めに伴い、文言整備、法改正対応等の措置を行うものであり、「介護休業規程」は、過去の法改正の未対応部分を含む文言整備が主な改定点である。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

○報告事項

以下①～⑩の項目につき、それぞれ担当理事より報告があった。

① 「『別表H』をめぐる行政庁の動向と当協会の意見」(鈴木副理事長)

定期提出書類「別表H」をめぐることは、特に今般の定期提出書類の手引きの改訂（令和3年6月）並びにFAQの新設（本年3月）を機に、多数の公益法人や関係者から疑問や意見が出され、当協会相談室にも質問が寄せられた。当協会並びに当協会内にある公益法人会計委員会としては、内閣府及び公益認定等委員会の公益法人の会計に関する研究会が、法律並びに省令の一部の解釈を誤ったための混乱ではないかと考え、8月29日に内閣府公益認定等委員会事務局宛てに要望書を提出した。行政庁が公益認定の取消しをした場合、公益法人は公益認定法第5条第17号が規定する定款の定めに従い、公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与等を行うこととなっているが、公益目的取得財産残額の計算を行った結果、それがマイナスとなる場合は、公益法人がその収入以上に公益目的事業に対し費消等を行い公益目的事業を完遂したことの証左であると言え、公益認定を取消しされた公益法人において、公益目的事業財産以外の財産（たとえば法人会計に属する財産）から公益目的事業の遂行のために一時的に貸与等を行った財産が贈与額から減額されないならば、その公益法人は法人会計上の財産の減少等により、一般法人としての存続の道を絶たれることも生じうる結果となり、非合理的と言わざるを得ない。また、公益認定法第18条第8号を受けた同法施行規則第26条第8号に、公益目的事業財産として、当該法人の定款の規定もしくは議決機関の議決を経た財産が定められていることを鑑みれば、普通であれば個別の議決事項の扱いとなるべき案件が、決算承認の書類の中で「他会計振替」と記載されていればよいとするのは飛躍であり、また、赤字を補てんした財産の解釈については会計研究会の2015年3月26日の報告書でも触れられているとおりである。H表の記載はこれまでの定期提出書類の審査や認定取消の過程で問題視されてこなかったことから、事実上の解釈変更であり、解釈変更を行う場合には、従来の見解を変更したことの周知が必要であると考え、当局に対し納得できるような理由の開示を要望した。

本報告事項に関して、下記の質疑応答(意見)があった。

(橋本理事) 当局はどのような目的があつて、このような解釈をしたと考えられるのか。

(鈴木副理事長) 公益認定等委員会の会計研究会では、公益目的取得財産残額の計算上、法人側の財産がありながら、公益目的取得財産残額が減るのは問題だとされたが、法人が公益の事業を営んでいることと法人自身の会計は別なので、はっきり区別する必要がある。公益認定を返上したからと言っても一般法人としては存続するのであつて、法人の財産が減れば一般法人として運営ができなくなる。当局は、公益的事業財産が増えることが良かれと思つてやっているのではないかと推測する。ある会計士の方は、公益法人事業会計、法人会計の間を見えない形で財産が行き来するのはおかしい、法人会計から公益目的事業会計へ行ってしまう方がすっきりするというのが会計学の美学とされるが、われわれは美学のためにやっているのではない。

(清水理事) 一番の根本は、法人会計そのものが整理されていない点にある。この課題がそのままになっていて、それが今回の問題に影響していることも一つあると思う。要望を出しつつ、法人会計の意味、位置づけ、考え方につなげていくきっかけになればとも思う。

(日野理事) 昨年度の決算について私どもの法人はまさにこの別表Hでやりとりがあり、公益法人協会へ相談していたらよかったなと今更思うところだ。マイナスになる分足せと言われた。実務的に言うとあのエクセルの表自体直してもらえると良い。マイナスにならない数字を入れるのか。数字の意味は何なのか。担当官は手引きに書いてあるからとしか言わない。担当者が分からない制度とは何なのか。来年変わるかどうか分からないが、エクセルシートだけでも、誰もが見て分かるような形に変えてほしい。

(鈴木副理事長) 認定法の解釈の問題ではある。法律どおりマイナスを認めるようになって欲しいが、最悪の場合は過去に遡って修正しろと言われるかも知れない。

② 「訪米調査研究ミッション 2022」報告(速報) (鈴木副理事長)

報告によると、米国における小規模法人対策の概要等の調査のための訪米調査ミッションを、新型コロナウイルス感染症の影響で2年延期になっていたところ、この9月4日～15日の日程で米国(ワシントン及びニューヨーク)に派遣した。団長は、金子良太(國學院大學経済学部教授)氏、団員5名。派遣までの間、勉強会を重ね調べられることは調べ尽くしたと感じていたが、見ると聞くとは大違いで、実際に訪米を通じ中小規模の法人がどのように運営しているかを聞くことは大きな成果であつた。現首相が提唱する「新しい資本主義」においては財団法人・社団法人に関する法律の改正も視野に入るということであり、今回の報告書を早急にまとめ、中小規模法人対策を盛り込む材料としたい。

③ 「非営利法人のためのESG投資研究会」の進捗状況(鈴木副理事長)

報告によると、公益法人界におけるESG投資の事例研究や提言を行うべく、学識経験

者・専門家及び実務家等によるESG投資研究会を立ち上げ、昨年度の第一フェーズで基礎的な研究を行った。今年度は第二フェーズとして、具体的にファンドを作る際、公益法人がESG投資を行う器をどうしたらよいか毎月1回検討している。これまで4回研究会を開催したが、公益法人間に投資額の開きがあり、また運用のニーズや考え方が異なるため汎用の器というものはどうしてもできない。研究会のメンバーである証券会社、信託銀行からも、最低数十億からという話があり、小さな公益法人のためのファンドはつくりにくい。それは11月以降、期間後半における検討課題である。

④ 「東アジア市民社会フォーラム」の開催予定（長沼理事）

報告によると、第13回東アジア市民社会フォーラムを11月18日(金)に開催する予定である。今年度は日本が主催国であるが、新型コロナウイルス感染症が収束していないことから、今年度も動画収録公開型（一部、レビューセッションのみオンライン会議形式）による開催である。テーマは「市民社会組織による子ども支援」。日本からは基調講演に渡辺由美子氏（キッズドア理事長）が、事例報告に栗林知絵子氏（豊島子どもWAKUWAKUネットワーク理事長）、浜田進士氏（子どもの権利条約総合研究所）がそれぞれ参加する予定である。

本報告事項に関して、下記の質疑応答があった。

（橋本理事）中国にも日本のNPOのような団体があるのか。

（山岡理事）中国側の中心機関である「中国国際民間組織協力促進会」は政府系の団体であり、純粋な民間ではない。民間の活動を促進する、政府のエージェンシーである。

⑤ 令和5年度税制改正要望の提出（長沼理事）

報告によると、令和5年度税制改正要望を7月20日に内閣府に提出し、合わせて与野党の関係部署に送付した。前年度以前の要望内容を踏襲しているが、相違点が2つあり、1点目は「税額控除制度におけるPST要件の撤廃」要望の復活である。平成26年度頃に要件が緩和されたので取り下げていたところ、会員団体からなぜ取り下げたのかという指摘があり、再度要望することとした。2点目は「寄附に係る税額控除制度の拡充」要望であり、これは、一定額程度までの寄附上限額内であれば年末調整、確定申告で選択的に寄附金控除できる措置を講じることを求めるものである。なお、補足であるが、昨年度掲げていた貸与型奨学金消費貸付契約に係る印紙税非課税の恒久化は、3年ごとの延長措置として盛り込まれた。

本報告事項に関して、下記の質疑応答があった。

（片山理事）ここ10年くらいずっと慣習として言い続けているが、もし歯牙にもかけられない、見込みがないようであれば、毎年言い続けることは確かに大切だと思うが、少しアプローチを変えるのはどうか。フィードバックはないのか。

（長沼理事）特にフィードバックはない。内閣府からは要望に入れますよという通知はない。過去、民主党政権だった時には、内閣府の要望には入ったがその後の財務省とのやりとりで落とされたケースもあった。

⑥ 創立50周年記念シンポジウム(10/18)の内容及び参加申込状況（長沼理事）

報告によると、シンポジウムにおける来賓挨拶として、鈴木英敬内閣府大臣政務官の来場が決まった。現時点の申込状況は、シンポジウム 240 名（会場 110、オンライン 130）、懇親会 70 名。懇親会の中で弦楽カルテットによるミニ・コンサートを 30 分程度、(公財)日本フィルハーモニー交響楽団のご協力を得て開く予定としている。なお、シンポジウムの閉会の挨拶では、大会宣言的なものを発したいと考えている。

⑦ 「マスコミ懇談会2022」の開催（長沼理事）

報告によると、10 月 13 日、港区の仏教伝道センタービルでマスコミ懇談会を開催する予定である（原則、会場参加）。報道関係者、当協会理事等が出席し、内閣府公益認定等委員会の動向と当協会の取り組み（創立 50 周年シンポジウムでの大会宣言に向けて）等について報告し、意見交換を行う予定である。新型コロナ感染防止のため懇親会は行わないが、現在メディアからの参加申込みが 2 名ある。ご都合がよろしければぜひご参加をお願いしたい。

⑧ 財務及び会員の状況（長沼理事）

報告によると、会員の入退会状況について、9 月末時点では入会が 29 件、退会が 9 件、純増 20 件。入会数もさることながら退会数が減少傾向にあることが特徴的である。財務状況については、第 1 四半期の 3 ヶ月実績として経常収益 8,610 万円、経常費用 5,026 万円。年度の前半に会費や共同サイトの利用料の入金が多いため収益が多くなる傾向があり、また、セミナーの増加に伴い経費が増加している。経常増減額は 3,590 万円で、前年同期と比べ 30 万円ほどのマイナスであるが、事業復活支援金として経常外収益 90 万があり全体としては少しプラスにふれている。

⑨ 法人管理(社内コンプライアンス報告)（鈴木副理事長）

報告によると、コンプライアンス違反として報告すべき事項はない。法令が改正されたことによる社内研修は 8 月に実施済みであるが、下期は社内規程全般や定款の勉強会の開催が必要と考えている。

⑩ その他報告

○ 新たな有識者会議への出席予定(雨宮理事長)

報告によると、新しい時代の公益法人のあり方に関する有識者会議が、10 月初めから来年 5 月まで開催が予定されている。9 月 30 日 15 時が正式公開の予定であるが、理事の皆様には先んじてご報告したい。これは山際大臣の私的懇談会であり、民間による社会的課題解決に向けた公益的活動を一層活性化し、新しい資本主義の実現に資する観点から、公益認定の基準をはじめ現行の公益法人制度のあり方を見直し、制度改正および運営の改善の方向性について検討するものである。法改正も含まれるものと考えられる。新しい資本主義実現会議での経団連会長の発言が契機になった面もあると思われるが、内閣府では当初、今の制度の運用でできることではないかと言っていたところ、少し動きが出たものである。メンバーは 11 名でオブザーバーが 2 名入る。

雨宮理事長が含まれることとなった。良い方向で法改正の可能性もあり、今でないとできないことである。2019年の大会宣言の内容を本有識者会議でしっかりと発言していきたい。良い流れができればと考えている。

本報告事項に関して、下記の質疑応答及び意見があった。

(清水理事) 有識者会議の開催は折角の機会であり、これを逃すと次はなかなか来ないのではないかと。幅広く訴えていっていただきたい。

(雨宮理事長) 収支相償、遊休財産規制等議論のポイントも明示されている。ただ法改正となると難しいかと思うが、落としどころばかり考えていても仕方ないから、言うべきことは言っていきたい。公益法人側も言うだけではなく、身を正して欲しいということは内閣府から言われている。

(太田理事) 今までは、何か公益法人側に不祥事があるとその機会に規制を強化しようという方向での政府からの動きばかりであったが、今回は経団連会長の発言の効果もあったのか分からないが、規制緩和の方向での改正を見通しての会議の創設ということで、非常に良かったと感じている。今回のように前向きの会議が作られ、雨宮理事長が参加されることは非常に喜ばしい。抜本的に収支相償など大きな問題が山積しているの、民間の立場で内閣府に付度する必要はないからぜひ頑張ってください。

(渡邊理事) 経団連の会長の発言の背景は何か。

(雨宮理事長) 経団連の方から相談があった。

(太田理事) 経団連のお歴々はいろいろな財団や社団の理事や役員をされている方が大変多い。評議員会や理事会で収支相償などご自身が関係している団体で収支相償等問題になっていることはよく知っており、共通認識であったと思う。

- 創立50周年記念シンポジウムにおける大会宣言(仮称)の骨子(案)(鈴木副理事長)
報告によると、現在、大会宣言(仮称)の骨子を作成しているが、まだこれは案の段階である。シンポジウム当日、登壇者や会場の皆様からのご意見を加味したうえで、皆様が納得し相手になるほどと領いてもらえるような大会宣言にしたいと考えている。理事の皆様から盛り込んで欲しい内容があればぜひご意見をお聞かせいただきたい。
- 次回理事会の開催予定(長沼理事)
報告によると、次回理事会は12月12日午後3時より、仏教伝道センターにて開催予定である。従来どおり理事会後、役員等懇談会を開催する形式であり、新型コロナウイルスの感染が収束傾向にあれば、理事会終了後、懇親会を開催したいと考えている。
- 2022年6月以降のその他職務執行の状況
上記に報告した以外の職務執行の項目について、別添の配布資料を元に説明があった。報告者はそれぞれ、公1「普及啓発」(出版、Web、国内外連携)及び公2「支援・能力開発」(相談室、セミナー、機関誌、情報公開、団体保険)が鈴木副理事長及び

長沼理事、公3「調査研究・提言」(各種研究会等、提言・要望活動)が雨宮理事長、鈴木副理事長及び長沼理事、「法人管理」(会員、社内システム等)が長沼理事であった。

報告事項に関して、下記の質疑応答があった。

(日野理事) 公益法人協会が対象とするものは何か。いま現在の公益法人協会のスタンスとして、NPO法人もどンドン会員に含めていくという形なのか。それとも長期的な目標、希望ということなのか。

(鈴木副理事長) 名刺には法人名称とともに、「民間公益活動推進センター」とサブタイトルで入れている。実行できているかどうかは別として、志としてはおっしゃるとおりで、民間非営利セクターを全部一緒にしてやっていきたいと思っている。

(雨宮理事長) セミナーのテーマでは、社会福祉法人会計の需要は意外と高い。しかしながら、私どもが社会福祉法人のことを良く知っているかというところではない。優秀な先生方を集めて研究会をする等、シンクタンクになりたいとは考えている。全部の法人を対象にするというのはまだまだできないところだが、基本的には非営利組織全般を見ている。

(平川監事) 公益法人関連三法ができて制度が変わるときに公益法人協会の名称も変えるべきかという議論があった。その中で、日本の公益的な思想というものを公益法人だけでなく、NPOなども含めるのか。非営利セクターのリーダーシップをとり、公益の制度はどうあるべきかについて、率先して検討したり研究したり議論したりする場になりたいという話があった。そのような、公益活動のリーダーシップたらんとする志を持つという意味から、「民間公益活動推進センター」という呼称をつけ、NPOも取り込んで一緒に公益を広めていこうという協会であろうとした、という議論だった。非営利セクターそれぞれに問題点がたくさんあり、全部を拾い上げることはできないが、重要だと思えばそれを掬い上げて検討していくというスタンスだったと記憶している。

(雨宮理事長) 新しい資本主義について、官民が協同しての民は公益法人を指すのか営利法人を指すのか分からないところもあるが、公益法人制度の問題点の見直しを行うことになっているので、これからも公益法人協会の任務は大きなものがあるので、しっかり心していきたい。

以上をもって議案の審議等を終了したので、15時57分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

令和4年9月28日

代表理事 時枝 孝子

代表理事 鈴木 勝治

監 事 谷村 啓

監 事 平川 純子